

## 西宮市特定教育・保育施設等の実費徴収に係る補足給付支給要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第59条第3号の規定に基づき、西宮市が行う特定教育・保育施設等の実費徴収に係る補足給付の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

### (対象者)

第2条 補足給付の対象者は、法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者（以下「教育・保育給付認定保護者」という。）に係る教育・保育給付認定子ども（以下「教育・保育給付認定子ども」という。）が、法第27条第1項に規定する特定教育・保育、法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育、同項第3号に規定する特別利用教育、法第29条第1項に規定する特定地域型保育又は法第30条第1項第4号に規定する特例保育（以下「特定教育・保育等」という。）を受けた場合において、当該教育・保育給付認定保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用その他これらに類する費用の支払いに困窮する者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）である教育・保育給付認定保護者
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯である教育・保育給付認定保護者
- (3) 収入その他状況を勘案し、これらに準ずる者として市長が認める教育・保育給付認定保護者

### (対象費用の範囲及び支給限度月額)

第3条 補足給付の対象となる費用の範囲は、国が定める実費徴収に係る補足給付事業実施要綱に基づき、次のとおりとする。

- (1) 食材料費以外の実費徴収額（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第13条第4項及び第43条第4項の規定による費用又は特例保育の提供に当たって徴収される同規定に掲げる費用に限る。以下「実費徴収額」という。）
- 2 補足給付の支給限度月額は、国が定める子ども・子育て支援交付金交付要綱に規定する基準額とする。

### (実施方法)

第4条 補足給付の実施方法は、対象者が特定教育・保育施設等に支払った実費徴収額について、西宮市より対象者に対して当該実費徴収額に相当する額を支給する方法とし、当該年度分を一括して行う。

### (補足給付の対象)

第5条 当該年度の補足給付の対象は、当該年度に必要な実費徴収額とするが、当該

年度の前後の期間に行われた実費徴収であっても、当該年度に必要となる実費徴収である場合は、当該年度の補足給付の対象とする。

(支給額の算定)

第6条 補足給付の支給額は、特定教育・保育施設等が教育・保育給付認定保護者から現に実費徴収した対象費用の額とし、第3条第1項第1号に定める範囲ごとの支給限度月額に第2条に掲げる対象者に該当する月数を乗じた額を上限とする。ただし、100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(申請)

第7条 補足給付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、特定教育・保育施設等の実費徴収に係る補足給付支給申請書・口座振込依頼書(様式第1号)に、教育・保育給付認定子どもが利用している特定教育・保育施設等の実費徴収証明書(様式第2号)を添付して市長が定める期日までに提出しなければならない。

(支給決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補足給付の支給の適否を決定する。

2 市長は、前項の規定により補足給付の支給を決定したときは、特定教育・保育施設等の実費徴収に係る補足給付支給決定通知書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとし、当該決定に係る支給額を支給するものとする。

3 市長が第1項の規定により補足給付の不支給を決定したときの通知は、前項の規定を準用する。

(取消し及び返還)

第9条 市長は、前条第2項による支給決定を受けた者が、偽りその他不正な手段により補足給付の支給の決定を受けたと認めるときは、その決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、補足給付の支給の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る補足給付が既に支給されているときは、その返還を命じることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成28年1月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

2 この要綱は、令和2年1月1日から施行し、令和元年10月1日から適用する。